関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

検査料の点数の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療 主管課(部)長あて通知したのでお知らせします。 地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 長都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成25年7月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D007中(46)を(47)とし、(25)から(45)を(26)から(46)とし、(24)の次に次のように加える。
 - (25) リポ蛋白分画 (HPLC法)

リポ蛋白分画 (HPLC法) は、区分番号「D007」血液化学検査の「33」 肺サーファクタント蛋白-A (SP-A) の所定点数に準じて算定する。

- 2 別添 1 第 2 章 第 3 部 第 1 節 第 1 款 D O O 8 (15) 中 「及び区分番号「D O O 7」血液化学検査の「38」のA L P アイソザイム (P A G 電気泳動法)」を「、区分番号「D O O 7」血液化学検査の「38」のA L P アイソザイム (P A G 電気泳動法) 及び I 型プロコラーゲン-N-プロペプチド (P I N P)」に改める。
- 3 別添1第2章第3部第1節第1款D008中(26)を(27)とし、(19)から(25)を(20)から(26)とし、(18)の次に次のように加える。
 - (19) I型プロコラーゲン-N-プロペプチド (PINP)

I型プロコラーゲン-N-プロペプチド (PINP) は、区分番号 「D008」 内分泌学的検査の「18」インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (Intact PINP) の所定点数に準じて算定する。

- 4 別添1第2章第3部第1節第1款D012中(45)を(47)とし、(30)から(33)を(31)から(34)とし、(34)から(44)を(36)から(46)とし、(29)及び(34)の次にそれぞれ次のように加える。
 - (30) 肺炎球菌莢膜抗原定性(髄液) 肺炎球菌莢膜抗原定性(髄液)は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査 の「27」肺炎球菌莢膜抗原定性(尿)の所定点数に準じて算定する。
 - (35) 単純ヘルペスウイルス抗原定性(性器) 単純ヘルペスウイルス抗原定性(性器)は、区分番号「D012」感染症免疫 学的検査の「27」単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)の所定点数に準じて算 定する。
- 5 別添1第2章第3部第1節第1款D014(10)、(11)及び(15)中「ELISA 法」を「ELISA法又はCLEIA法」に改める。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保医発0305第1号)

改 正 後

別添1

医科診療報酬点数表に関する事項

第2章 特揭診療料

第3部 検査

- D007 血液化学検査
 - (1)~(24)略
- (25) リポ蛋白分画 (HPLC法)

リポ蛋白分画 (HPLC法) は、区分番号「D007」血液 化学検査の「33」肺サーファクタント蛋白-A(SP-A)の 所定点数に準じて算定する。

(26) ~ (47) 略

- D008 内分泌学的検査
 - (1)~(14)略
 - (15)「18」の骨型アルカリホスファターゼ (BAP)、インタクト I型プロコラーゲン-N-プロペプチド (Intact PINP)、 区分番号「D007」血液化学検査の「38」のALPアイソザ イム (PAG電気泳動法)及びI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (PINP) のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
 - (16) ~ (18) 略
 - (19) I型プロコラーゲン-N-プロペプチド (PINP)

I型プロコラーゲン-N-プロペプチド (PINP) は、区 分番号「D008」内分泌学的検査の「18」インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (Intact PINP) の所定 点数に準じて算定する。

<u>(20)</u>~<u>(27)</u> 略

D012 感染症免疫学的検査

(1)~(29)略

別添1

医科診療報酬点数表に関する事項

行

第2章 特揭診療料 第3部 檢查

D 0 0 7 血液化学検査 (1) ~ (24) 略

(25) ~ (46) 略

D008 内分泌学的検查

(1)~(14)略

(15)「18」の骨型アルカリホスファターゼ (BAP)、インタクト I型プロコラーゲン-N-プロペプチド (Intact PINP) 及 び区分番号「D007」血液化学検査の「38」のALPアイソ ザイム (PAG電気泳動法) のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(16) ~ (18) 略

(19) ~ (26) 略

D012 感染症免疫学的検査

(1)~(29) 略

(30) 肺炎球菌莢膜抗原定性(髓液)

肺炎球菌莢膜抗原定性(髄液)は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「27」肺炎球菌莢膜抗原定性(尿)の所定点数に準じて算定する。

- (31) ~ (34) 略
- (35) 単純ヘルペスウイルス抗原定性(性器)

単純ヘルペスウイルス抗原定性(性器)は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「27」単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)の所定点数に準じて算定する。

(36) ~ (47) 略

D014 自己抗体検査

- (1)~(9) 略
- (10) 抗デスモグレイン3抗体
 - ア 「19」の抗デスモグレイン 3 抗体は、<u>ELISA法又はCLEIA法</u>により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。
 - イ 尋常性天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の 目的で、本検査と「21」の抗デスモグレイン1抗体を併せて 測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- (11) 「19」の抗B P 180-N C 16 a 抗体は、<u>ELISA法又はCLE</u> <u>IA法</u>により、水疱性類天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。
- (12)~ (14) 略
- (15) 抗デスモグレイン1抗体
 - ア 「21」の抗デスモグレイン1抗体は、<u>ELISA法又はCLEIA法</u>により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。
 - イ 落葉状天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の

(30) ~ (33) 略

(34) ~ (45) 略

D014 自己抗体検査

- (1)~(9) 略
- (10) 抗デスモグレイン 3 抗体
 - ア 「19」の抗デスモグレイン3抗体は、<u>ELISA法</u>により、 天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的とし て測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患 者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する 調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く 疑われる患者とする。
 - イ 尋常性天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の 目的で、本検査と「21」の抗デスモグレイン1抗体を併せて 測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- (11) 「19」の抗BP180-NC16a抗体は、<u>ELISA法</u>により、水 疱性類天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的と して測定した場合に算定できる。
- (12)~ (14) 略
- (15) 抗デスモグレイン1抗体
 - ア 「21」の抗デスモグレイン1 抗体は、<u>ELISA法</u>により、 天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的とし て測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患 者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する 調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く 疑われる患者とする。
 - イ 落葉状天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の

目的で、本検査と「19」の抗デスモグレイン3抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

(16) ~(21) 略

目的で、本検査と「19」の抗デスモグレイン3抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

(16) ~(21) 略